

姫路市立学校施設包括管理業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 7 月

姫 路 市

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

姫路市立学校施設包括管理業務委託

### (2) 業務の概要

姫路市教育委員会が設置し、管理する市立学校園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校）における建築物、設備等の点検、保守、修繕その他の包括的な維持管理業務（以下「包括管理業務」という。）を行うもの

### (3) 業務期間

契約を締結した日から令和13年3月31日まで

## 2 プロポーザルの参加資格要件

### (1) 参加者の構成等

本プロポーザルの参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、包括管理業務を担う能力を有する単独事業者又は複数の事業者の共同体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、共同企業体で応募する場合のその構成は以下のとおりとする。

- ・共同企業体を構成する各企業（以下「構成企業」という。）の中から代表企業を1者選定すること。
- ・代表企業は、参加手続や契約候補者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成される共同企業体内の全ての調整等の責任を負い、市への書類提出及び市からの通知の受理等を行うこと。
- ・参加表明書提出時に構成企業を明らかにし、別に示す共同企業体協定書（例）を参考にした協定を締結すること。
- ・参加表明書提出後の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事由により市が承認した場合はこの限りではない。
- ・構成企業は、他の共同企業体の構成企業又は単独事業者として本プロポーザルに参加することはできない。

### (2) 参加資格要件

本プロポーザルの参加にあたり、単独事業者にあつては、参加表明者は以下の全ての要件を満たしていなければならない。共同企業体で参加する場合にあつては、全ての構成企業がア～クの要件を満たし、代表企業がケの要件を満たすこと。

ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

イ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

ウ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

エ 公告をした日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

(ア) 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第4

08号)により業者登録名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

- (イ) 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」又は「構成企業」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 他の参加表明者及び構成企業との間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員の関係にある場合
- b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

ク 公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」又は「構成企業」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

ケ 平成27年4月1日以降に10以上の施設において包括的な維持管理業務(一の契約において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検等業務を含み、自家用電気工作物保安管理業務、空調設備保守点検業務、消防設備等保守点検業務又は修繕等業務のいずれかが含まれているものをいう。)を公告日において連続して1年以上実施した履行実績を有する者。ただし、同様の契約内容で再度同一の発注者と契約(以下「再契約」という。)することにより契約が複数となるもので、再契約の締結日が従前の契約における期間の末日の翌日である場合は、この限りでない。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

#### (1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局教育総務部学校施設課 庶務・計画担当（以下「学校施設課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 北別館4階

電話 (079) 221-2751

FAX (079) 221-2749

#### (2) 契約条項を示す期間及び場所

|           |                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約条項を示す期間 | 令和7年（2025年）7月7日から<br>令和7年（2025年）10月24日まで<br>本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。 |
| 閲覧の場所     | 学校施設課                                                                                                        |

### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

|    | 項 目              | 日 時             |
|----|------------------|-----------------|
| 1  | 公告及び要求水準書等の公表    | 令和7年7月7日        |
| 2  | 参加表明手続の提出書類の受付期限 | 令和7年7月22日       |
| 3  | 参加資格確認結果の通知      | 令和7年7月25日       |
| 4  | プロポーザルに関する質問受付期限 | 令和7年8月5日        |
| 5  | プロポーザルに関する質問への回答 | 令和7年8月25日       |
| 6  | 提案資料の提出書類の受付期限   | 令和7年9月22日       |
| 7  | 提案内容のヒアリング       | 令和7年9月30日～10月3日 |
| 8  | 契約候補者の特定         | 令和7年10月6日       |
| 9  | 契約候補者の通知         | 令和7年10月6日       |
| 10 | 契約締結             | 令和7年10月24日（予定）  |
| 11 | 審査結果の公表          | 令和7年10月27日（予定）  |

### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

#### ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 履歴事項全部証明書【法人の場合】（令和7年4月7日以降に発行された最新のも

のの原本又は写し)

- (ウ) 身分証明書【個人の場合】（令和7年4月7日以降に発行された最新のものの原本又は写し）
- (エ) 住民票の写し【個人の場合】（事業主の本籍地が記載のものに限る。令和7年4月7日以降に発行された最新のものの原本又は写し）
- (オ) 業務実績調書（様式2）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）
- (ク) 共同企業体構成表（様式3）【共同企業体により参加する場合】
- (ケ) 共同企業体に係る委任状（様式4）【共同企業体により参加する場合】
- (コ) 共同企業体協定書（原本）（共同企業体協定書の締結日は、参加表明書提出日以前であること。）【共同企業体により参加する場合】
- (サ) 関連企業申告書（様式5）
- (シ) 参考資料提供申込書（様式6）（希望する場合に限る。）

#### イ 提出部数

1部

#### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

|                |                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加表明書等<br>配布期間 | 令和7年（2025年）7月7日から<br>令和7年（2025年）7月22日まで<br>本市の休日を除く。                                                                                                                                                          |
| 閲覧の場所          | 学校施設課<br>（参加表明者は、姫路市役所ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。<br>（ <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031135.html">https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031135.html</a> ）） |

#### エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

#### オ 提出場所

学校施設課

#### カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和7年7月16日午前9時から同月22日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

#### (2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年7月25日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年8月5日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により学校施設課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(2) 資料の配布

参加表明者のうち希望する者に対して、提案書類等の作成に必要な次の資料を電子データで配布する。また、本資料の使用にあたっては、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう適切に監督を行うものとし、本プロポーザルが終了した後においては、本資料を廃棄すること。

ア 令和6年度 保守点検・清掃業務個別仕様書（抜粋）

イ 令和4年度～令和6年度における保守点検・清掃業務契約実績

ウ 令和4年度～令和6年度における修繕等業務契約実績

エ 対象施設の建物情報（令和6年度末時点）

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式7）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

gk-plan@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年8月5日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年8月25日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市役所ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市役所ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

- イ 質問が次項第 1 号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
- ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市役所ホームページに掲載する提案等提出書類一覧（様式 8）に掲げる書類一式

### (2) 提出部数

前号に掲げる提案等提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、（様式 1 1）（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

### (4) 提出場所

学校施設課

### (5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和 7 年 9 月 1 7 日午前 9 時から同月 2 2 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（提出期間最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1 件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 提案金額の考え方

(1) 提案金額は、公告にある提案上限金額以下で提案すること。

(2) 提案上限金額については、樹木剪定作業他業務及び修繕等業務に係る委託費を除いた額については、物価上昇等の費用として年 3 % の上昇を見込んでいるため、それらを踏まえ

て提案すること。想定以上の物価上昇があった場合については、別途協議のうえ対応するものとし、物価を示す指標等については、契約候補者を特定した後の契約交渉において決定するものとする。

(3) 年度ごとの支払額については、提案金額を基に契約交渉において決定するが、物価上昇を考慮したうえで、なるべく年度間支払額が平準化されるよう配慮すること。

(4) 各年度における樹木剪定作業他業務及び修繕等業務にかかる委託費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は以下のとおりとする。

- ・令和8年度：390,974千円
- ・令和9年度：387,100千円
- ・令和10年度：398,230千円
- ・令和11年度：400,095千円
- ・令和12年度：412,097千円

## 10 ヒアリングの実施

(1) 提案資料の提案内容について確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、提案者に対してヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合において、詳細な日時等については、別途、提案者に対して通知するものとする。

(2) ヒアリングは、質疑応答等により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

(4) ヒアリングの質疑応答等については、原則として配置予定の総括責任者が主として行うこと。

## 11 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、必要に応じてヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市立学校施設包括管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

| 区分    | 評価項目            | 評価基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 配点  | 得点  |
|-------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 業務実績等 | 履行能力等           | 自己資本比率が25%以上となっているか<br>(共同企業体の場合は代表企業で評価)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2点  | 18点 |
|       |                 | ISO9001の取得があるか<br>(共同企業体の場合は代表企業で評価)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2点  |     |
|       |                 | プライバシーマーク又はISO27001の取得があるか<br>(共同企業体の場合は代表企業で評価)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2点  |     |
|       | 同種業務委託の<br>業務実績 | 平成27年4月1日以降に学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)を含む50以上の施設において包括的な維持管理業務(一の契約において、 <u>建築基準法第12条に基づく定期点検等業務を含み、自家用電気工作物保安管理業務、空調設備保守点検業務、消防設備等保守点検業務又は修繕等業務のいずれかが含まれているもの</u> をいう。)を公告日において連続して1年以上実施した履行実績を有する者。ただし、再契約することにより契約が複数となるもので、再契約の締結日が従前の契約における期間の末日の翌日である場合はこの限りではない。<br>・これらの実績が1件ごとに3点とし<br>上限12点までとする。<br>(共同企業体の場合は代表企業で評価) | 12点 |     |

|      |            |                                                                                                                                                                              |       |         |
|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 業務履行 | ①取組方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務内容に対する理解度が高く、取り組み方針が明確になっているか。</li> <li>・本市、学校園、受託者、再委託者等の役割分担、業務の流れは適切か。</li> </ul>                                              | 8 点   | 1 5 2 点 |
|      | ②準備業務      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期間における業務の進め方等は妥当なものであるか。</li> <li>・準備期間における現行受託業者や学校園への周知方法等は妥当なものであるか。</li> </ul>                                                 | 1 6 点 |         |
|      | ③業務フロー     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フローや年間を通じたスケジュールは本業務を遂行するために妥当なものであるか。</li> <li>・業務フローが本市の業務量削減に繋がるものとなっているか。</li> <li>・修繕等業務の予算超過とならないような業務フローとなっているか。</li> </ul> | 1 6 点 |         |
|      | ④業務実施体制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を着実に遂行できるだけの組織や人員体制が充実しているか。</li> </ul>                                                                                           | 2 0 点 |         |
|      | ⑤緊急対応体制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の受付時間外における緊急対応体制、対応方法は十分か。</li> <li>・事故や災害発生時の緊急対応体制、対応方法は十分か。</li> </ul>                                                          | 1 2 点 |         |
|      | ⑥業務管理システム  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有の円滑化及び業務効率化につながる業務管理システムの提案があるか。</li> <li>・システムへの対応が不慣れな学校園への対応ができているか。</li> </ul>                                               | 2 0 点 |         |
|      | ⑦修繕等業務の内製化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕等業務の内製化について経費削減となる工夫があるか。</li> <li>・自社で修繕等業務の内製化の対応ができる技術力を有しているか。</li> </ul>                                                      | 8 点   |         |

|  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |  |
|--|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  | ⑧施設巡回業務      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設巡回業務の回数や方法などが効果的であるか。</li> <li>・高い業務品質及び効率性が期待できる具体的・適切な提案があるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           | 16点 |  |
|  | ⑨市内業者との連携・活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内業者との連携・協力体制構築などの具体的・適切な提案があるか。</li> <li>・市内業者の技術力やノウハウの向上、経営基盤等の強化に資することが期待できるか。</li> <li>・業務全体を通じて特定の事業者に偏ることのないような適切な仕組みや考え方があるか。</li> <li>・修繕等業務（内製化するものは除く）における市内業者を活用するための再委託の選定の仕組みや考え方、方法に具体的・適切な提案があるか。</li> <li>・保守点検・清掃業務における市内業者を活用するための再委託の選定の仕組みや考え方、方法に具体的・適切な提案があるか。</li> <li>・適正価格での再委託（ダンピング受注、中抜き防止）についての具体的・適切な提案があるか。</li> </ul> | 24点 |  |
|  | ⑩独自提案        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果（生徒等の安全確保・職員の負担軽減・維持管理情報のデータ化等）が期待できる独自ノウハウや追加サービス等の提案があるか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               | 12点 |  |

※1「業務履行」の評価は、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

| 評価 | 判断基準            | 得点化方法       |
|----|-----------------|-------------|
| A  | 当該項目に関して特に優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B  | AとCの中間程度        | 各項目の配点×0.75 |
| C  | 当該項目に関して優れている   | 各項目の配点×0.50 |
| D  | CとEの中間程度        | 各項目の配点×0.25 |
| E  | 要求水準を満たしている程度   | 各項目の配点×0.00 |

イ 提案金額に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式12に記載された提案金額（樹木剪定作業他業務及び修繕等業務にかかる委託費（1,988,496千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は別途精算するため、提案金額に含まない。）を対象として、次の方法により評価点を算出する。

$$\left(1 - \left( \frac{\text{提案金額}}{\text{提案上限金額}} \right) \right) \times 30 \text{ 点}$$

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その提案者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

「業務実績等」については書類による評価（18点満点）、「業務履行」については、各委員の評価点の平均（15.2点満点）及び提案金額に関する評価（30点満点）の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年10月6日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年10月16日午後4時までに、本件業務の見積書を学校施設課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約日、契約金額及び審査結果については、令和7年10月27日を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

12 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

### 1 3 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第 1 1 項第 1 号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により学校施設課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

### 1 4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第 2 項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を受付期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案資料において姫路市公告第 3 8 7 号第 1 項第 5 号に定める提案上限金額を超える金額を提案金額として提案した者又は 0 円以下の金額を提案金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

### 1 5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

### 1 6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

### 1 7 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第 2 項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及び本プロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第 2 項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及び本プロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第 3 号に定める暴力団排除に関する

誓約書を提出しなければならない。共同企業体の場合においては、全ての構成企業が提出すること。

- (5) 参加者が参加表明手続及び提案資料等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他本プロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙【記載例】のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

## 公募型プロポーザルの審査結果について

令和7年7月7日付で公募型プロポーザルの公告を行った「姫路市立学校施設包括管理業務委託」について、姫路市立学校施設包括管理業務委託プロポーザル審査委員会の審査の結果、下記のとおり受託者を特定し、契約を締結したので公表します。

### 記

#### 1 参加者（五十音順）

株式会社 □□□□

△△△△ 株式会社

株式会社 ◎◎◎◎

株式会社 ○○○○

#### 2 契約相手方名

株式会社 ◎◎◎◎

#### 3 契約金額

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込）

#### 4 契約締結日

令和●●年●●月××日

## 5 審査結果

| 評価項目       |              | A社 | B社 | C社 | D社 | 配点  |
|------------|--------------|----|----|----|----|-----|
| 業務実績等      | 履行能力等        |    |    |    |    | 6   |
|            | 同種業務委託の業務実績  |    |    |    |    | 12  |
| 業務履行       | ①取組方針        |    |    |    |    | 8   |
|            | ②準備業務        |    |    |    |    | 16  |
|            | ③業務フロー       |    |    |    |    | 16  |
|            | ④業務実施体制      |    |    |    |    | 20  |
|            | ⑤緊急対応体制      |    |    |    |    | 12  |
|            | ⑥業務管理システム    |    |    |    |    | 20  |
|            | ⑦修繕等業務の内製化   |    |    |    |    | 8   |
|            | ⑧施設巡回業務      |    |    |    |    | 16  |
|            | ⑨市内業者との連携・活用 |    |    |    |    | 24  |
|            | ⑩独自提案        |    |    |    |    | 12  |
| 提案金額に関する評価 |              |    |    |    |    | 30  |
| 総合評価点（合計）  |              |    |    |    |    | 200 |
| 備考         |              |    |    |    |    |     |

※小数点以下第三位を四捨五入して表記しています。なお、審査については四捨五入を行わず実施しております。

## 6 審査の講評